

平成28年(2016年)1月19日(火)
豊中市役所第一庁舎6階教育委員室
午前11時～12時

平成27年度(2015年度)第4回 豊中市総合教育会議

次 第

1 開会

2 出席者の紹介

3 案 件 〔資料確認〕

豊中市いじめ防止基本方針について

4 その他

配付資料

- 豊中市総合教育会議名簿 資料1
- 豊中市いじめ防止基本方針(素案) 資料2
- 豊中市いじめ防止基本方針(素案)に関する意見募集の結果について 資料3
- いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)【抜粋】 資料4

平成 27 年度(2015 年度) 第 4 回 豊中市総合教育会議

名簿

※敬称略

浅利 敬一郎	豊中市長
大源 文造	豊中市教育長
船曳 弘栄	豊中市教育委員会委員(教育長職務代理者)
奥田 至蔵	豊中市教育委員会委員
藤原 道子	豊中市教育委員会委員
橋本 和明	豊中市教育委員会委員
山名 貴志	豊中市教育委員会委員

(事務局)

足立 佐知子	政策企画部長
福山 隆志	政策企画部 次長兼企画調整課長
佐野 健二	政策企画部 企画調整課
長坂 由貴	政策企画部 企画調整課
田中 克嘉	政策企画部 企画調整課
村上 馨	政策企画部 企画調整課

豊中市いじめ防止基本方針(素案)

平成28年(2016年)1月

豊中市

目 次

I	豊中市いじめ防止基本方針の策定について	・ ・ ・ ・ 1
II	いじめ防止対策推進法によるいじめの定義	・ ・ ・ ・ 2
III	いじめの防止等のために市が実施すること	・ ・ ・ ・ 3
	1. 学校の教育活動全般を通じた豊かな人間性を育む教育の推進	
	2. 豊中市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
	3. 豊中市いじめ防止等対策審議会の設置	
	4. いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備と周知	
	5. 保護者など市民へのはたらきかけ	
IV	いじめの防止等のために学校が実施すること	・ ・ ・ ・ 4
	1. いじめの防止について	
	2. いじめの早期発見について	
	3. いじめへの対処について	
V	教育委員会による学校への支援について	・ ・ ・ ・ 7
	1. いじめ事案に対する指導・助言	
	2. いじめられた児童生徒への支援	
	3. 解決困難な場合	
	4. 警察との連携	
	5. 教員の資質向上に向けた取組み	
	6. いじめの防止等の取組みの効果・検証	
	7. 学校相互間の連携	
VI	重大事態への対処について	・ ・ ・ ・ 8
	1. 重大事態とは何か	
	2. 重大事態の報告	
	3. 調査の主体と組織	
	(1) 学校が主体となって調査を行う場合	
	(2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合	
	4. 調査結果の報告及び提示	
	5. 市長による再調査等	
	(1) 再調査の方法	
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	

I 豊中市いじめ防止基本方針の策定について

本市では、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまちをめざすために、平成25年(2013年)4月、「豊中市子ども健やか育み条例」(以下「子ども育み条例」という。)を制定しました。

その前文では、「子どもは生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。」と謳われています。

近年、子どもたちを取り巻く新たな情勢の変化や様々な課題が山積する中で、より複雑になり多様化・深刻化したいじめの問題が起きています。いじめは、いじめを受けた子どもの内面を深く傷つけ、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるのみならず、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、教育を受ける権利をも奪う、まさに重大な人権侵害です。

いじめの問題が全国的に深刻化する中、いじめにあった児童等の尊厳を保持するため、平成25年(2013年)6月28日「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)が公布され、同年9月28日に施行されました。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する基本的な方針の策定や対策について定められたものです。

本市における教育現場では、これまでも「いじめ」は、子どもへの重大な人権侵害であると同時に「いじめは、どこの学校でも起こりうること」として捉え、「一人ひとりの思いを大切にしたい、仲間づくり、共に学びあう学校づくり」をすすめ、いじめを許さないという価値観を持つ集団を創りあげる取組みを重ねてきました。

残念ながら、このような取組みを重ねてもなお、未だにいじめは存在します。本市がめざす子どもの健やかな育ちのためには、いじめ問題への対策は急務であり、いじめによる人権侵害から子どもを救うためには、学校、大人を含めた社会総がかりで取り組む必要があると考えます。

このようなことから、本市におけるこれまでの取組みに加え、文部科学省が示すいじめの防止等のための基本的な方針(以下、「国の基本方針」という。)を参酌し、いじめの防止等のための対策を、総合的、効果的に実行するために豊中市いじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)を策定します。

※市の基本方針において、「学校」とは、豊中市立小中学校をいう。

Ⅱ いじめ防止対策推進法によるいじめの定義

法第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

【留意点と具体例】

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったところにとどまらずに、要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察・保護者と連携した対応を取ることが必要です。

Ⅲ いじめの防止等のために市が実施すること

1. 学校の教育活動全般を通じた豊かな人間性を育む教育の推進

児童・生徒が様々な困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成するため、道徳や特別活動の時間等を通じて、個人が直面する様々な状況の中で、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、実践できるようにしていくことが必要と考えます。

生命を大切にすること、自他を尊重すること、ルールやマナーを守り、責任感や役割意識をもって社会に関わることなどは、豊かな人間関係を築き、社会生活を営むための基礎力となることから、小中学校においては人間関係や環境を整えるとともに、地域体験活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ります。

また、読書活動をとおして、豊かな言葉と感性やコミュニケーション能力を養い、豊かな情操と論理的に考える力を育むとともに、人権教育をとおして子どもたちの人権に対する理解、豊かな人権感覚、人権を守っていこうとする態度を養います。

本市では、いじめを乗り越える学校づくりを進めるため、人権教育と道徳教育を基盤とし、学校教育活動全般を通して豊かな人間性を育む教育に取り組みます。

2. いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの問題には、学校が組織的に対応することが最も大切なことです。しかし、学校ばかりではなく社会総がかりで取り組む必要があることから、関係機関や地域と連携し、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われることが必要です。また、連携を強化するためには、情報交換や情報共有を図ることが重要であると考えます。

このことを踏まえ、法第14条第1項に基づくいじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関する関係機関や団体との組織的な連携を図り、体制を強化します。連絡協議会は、教育委員会、市の関係部局、警察及び警察関係機関、児童相談所、学校関係者、関係団体で構成します。

3. いじめ防止等の対策に係る審議会の設置

国の基本方針では、市の基本方針については、地域の実情に即してより実効的な取組みとなるようにP D C Aサイクルに基づいた検証が求められています。

このことを踏まえ、法第14条第3項に基づく審議会を設置し、市の基本方針に関する教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について、専門的見地から審議を行います。審議会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成します。

また、この審議会には調査部会を設置します。この調査部会は、法28条第1項に基づく、学校における重大事態発生時の教育委員会の調査組織とします。調査部会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成します。

4. いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備と周知

いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関として、児童生徒課生徒指導係に専門の相談員を配置し、電話相談業務を行います。その他、全般的な教育に関する相談は児童生徒課教育相談係、こどもに関する総合相談はこども未来部こども相談課において同様に行います。これら相談窓口については、市及び教育委員会のホームページ、市の広報、各種パンフレット等により広く市民に周知するとともに、ポスター、相談カード等の配付により学校及び子どもたちに周知します。

5. 保護者など市民へのはたらきかけ

法第9条において、保護者の責務として、「保護者は保護する児童等がいじめを行うことのないよう規範意識を養う指導を行うこと」「保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護すること」とされています。さらに、「国、市、教育委員会、学校が講じるいじめの防止等の措置に協力するよう努めること」とされています。

また、本市における子ども育み条例では、子どもの健やかな育ちには、「子どもの人権が尊重されること」「子どもの最善の利益を実現するためには必要なことを子どもと大人が共に考えること」「子どもが、自らの個性や能力を發揮し、その力を伸ばすことができること」が大切である、とされています。

いじめにより子どもたちの人権が侵害されることがないようにするためには、保護者とその責務を果たすことはもとより、学校を含めた市民全体が共に考えることが必要です。

そのために、学校や市民全体に対して広く子ども育み条例を周知し、関係機関や関係団体と連携していじめの問題や取組みについて広報啓発に努めます。

IV いじめの防止等のために学校が実施すること

学校は、法第13条に基づき、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定します。学校基本方針は、各学校のホームページで公開します。

学校基本方針では、法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「対策組織」という。）を設置します。対策組織は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的、実効的に行うための中核となる常設の組織です。いじめの情報については、この組織において集約され、その後の対応に関する中心的な役割を担います。また、PDCAサイクルに基づいた学校基本方針の点検をこの組織が中心になって行います。その構成員は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者とします。

また、学校基本方針では、各学校の実情に合わせた「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」等についての組織的な行動計画を示しています。組織的な行動計画の基本的な考え方について、教育委員会として次の1から3のことを学校に示しています。

1. いじめの防止について

- (1) いじめは、いじめを受けた子どもの内面を深く傷つけ、その子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、教育を受ける権利をも著しく奪う、まさに重大な人権侵害であること、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめは卑怯な行為である」との認識をもち、教職員各々が、その役割と責任を自覚すること。
- (2) 「いじめはどの子どもにも、どこの学校でも、起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実をすべての教職員が認識し、いじめの未然防止に取り組む」こと。
- (3) 全教職員は、児童生徒のいじめに関する情報を見聞きしたときには、どんな些細なことであっても親身に対応すること。
- (4) 児童生徒に対しては、全校集会や学級活動において、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成すること。
- (5) 学校や学級において、人権尊重の精神がみなぎる学習環境を構築し、人権感覚を育む学習活動を総合的に推進するとともに、児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育むことにより、他人の気持ちを共感的に理解し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養うこと。
- (6) いじめの防止について、学校の特色に応じた具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図ること。
- (7) 集団づくりにおいて、すべての児童生徒一人ひとりが活躍できる場や他者の役にたっていると感じ取ることができる機会を提供することにより、「認められている」「他者の役に立っている」という自己肯定感や自己有用感を育むこと。
- (8) 児童会や生徒会などの活動をとおして、児童生徒自らが積極的にいじめの問題について学び、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進すること。
- (9) 未然防止の取組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、対策組織が中心になり点検を行うこと。

2. いじめの早期発見について

- (1) いじめは他の児童生徒の目が行き届かない時間帯や場所で行われたり、遊びを装って行われたりしているなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。このことを全教職員が認識し、些細な兆候であってもいじめの可能性を見のがさず、早い段階から複数の教職員が的確に関わり、積極的に認知すること。
- (2) 子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、対策組織に報告し、他の教員とともに情報共有するとともに、迅速に初期対応を行うこと。
- (3) 学校基本方針に基づく年間計画に位置付けられた定期的なアンケート調査を実施するとともに、教育相談の実施や、電話相談の窓口の周知等、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えること。
- (4) 早期発見の取組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、対策組織が中心になり点検を行うこと。

3. いじめへの対処について

- (1) いじめの発見、通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに対策組織に報告し、他の教員とともに情報共有するとともに、速やかに関係児童生徒から丁寧に事情を聴き取るなどして、事実確認を行い、いじめの有無の確認を行うこと。いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合は、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先すること。
- (2) 事実確認の結果は、速やかに関係児童生徒の保護者に連絡するとともに、法23条に則り市教育委員会児童生徒課生徒指導係へ報告すること。特に、いじめられた児童生徒の保護者へは、家庭訪問などにより迅速に丁寧に事実確認を伝えること。
- (3) 学校は、いじめられた児童生徒の親しい友人や家族などと連携し、その児童生徒に寄り添い支える体制をつくること。また、学校生活における安心、安全を最優先に確保するために、複数の教員による見守り体制をつくること。当該児童生徒が落ち着いて教育を受けられるために、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士等の専門家の協力を得ること。
- (4) いじめた児童生徒の保護者へは、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以降の対応を行うこと。
- (5) いじめた児童生徒への指導では、教員として、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示し、いじめをやめさせ、その再発防止の措置をとること。いじめた児童生徒が自己と向き合い、自分の行為の重大さを認識し、心から悔いる気持ちに至るよう粘り強い説諭や対話を行うこと。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも留意し、当該児童生徒の健全な心の発達に配慮すること。また、その指導において、十分な効果があげることが困難な場合や、いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察機関及び福祉関係機関等との連携により対処すること。
- (6) いじめが起きた集団に対しての指導では、学級または学年全体的話し合いを通して、見て見ぬふりをしていたり、面白がったり、はやしたてたりして見ていたことも、いじめられた児童生徒にとっては、いじめに加担する行為であることを理解させること。
- (7) 携帯電話やスマートフォンの所持率の増加により、不適切な書き込みによる被害が拡大している。不適切な書き込みを発見した場合等は、直ちに適切な措置をとること。また、不適切な書き込みをした児童生徒へは、その行為がいじめであるばかりではなく、名誉毀損やプライバシー侵害につながる恐れが強い重大な犯罪であることを毅然と指導すること。また、学校における情報モラル教育を進めること。
- (8) いじめへの対処の取り組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、対策組織が中心になり点検を行うこと。

V 教育委員会による学校への支援について

1. いじめ事案に対する指導・助言

法第23条に基づき学校からいじめ事案についての報告を受けたときは、学校がなすべき対応について、適切に指導・助言をします。また、学校の意見を聞き、必要に応じ指導主事等の人的支援に努めます。

2. いじめられた児童生徒への支援

いじめられた児童生徒が、安心して教育を受けられる環境を確保するために、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士等の専門家を派遣します。また、いじめられた児童生徒を守ることを最優先に考え、適切な安全確保に努めます。

3. 解決困難な場合

いじめの対処について、学校基本方針に沿った行動計画がうまく進まず、解決が困難な状況に陥った場合は、必要に応じて専門家の意見を参考にして課題の早期解決に向けた支援を行います。

4. 警察との連携

いじめた児童生徒について、いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、学校は警察機関及び福祉関係機関等との連携により対処します。このようなときは、教育委員会が窓口となり連携をすすめます。

5. 教員の資質向上に向けた取組み

教員を対象としたいじめの問題に関する研修を適宜実施することにより、いじめの防止等の対策に対する教員の資質能力向上に努めます。特に、インターネットを通じて行われるいじめの防止等の対策については、専門的な知識を持った講師による研修を充実させます。

6. いじめの防止等の取組みの効果・検証

学校におけるいじめの防止等のための対策がうまくいかなかった場合のケース検証やPDCAサイクルに基づいた学校基本方針の見直し等を行う場合、必要に応じて指導・助言するとともに情報提供を行います。

7. 学校相互間の連携

教育委員会では、中学校生徒指導主事会及び小中学校生徒指導担当者会を組織し、いじめの未然防止等の実践交流や情報交換などを通じて生徒指導担当者相互の連携を図ります。また、小学校から中学校へ進学する際の緊密な引き継ぎや、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒が異なる学校に在籍している場合の対応等が適切に行われるように、更に学校相互間の連携強化を図ります。

VI 重大事態への対処について

1. 重大事態とは何か（法第28条第1項）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2. 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。

3. 調査の主体と組織

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

- (1) 学校が主体となって調査を行う場合
学校に常設している、対策組織が調査を行います。教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。
- (2) 教育委員会が主体となって行う場合
学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行います。
教育委員会が行う場合は、法第28条第1項に基づく審議会に設置する調査部会が行います。

4. 調査結果の報告及び提示

調査結果については、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告します。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等その他の必要な情報を適切に提示します。

5. 市長による再調査等

- (1) 再調査の方法
 - ① 重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。
 - ② 再調査は、法第30条第2項に基づき設置する再調査委員会が行います。
 - ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、教育委員会を通じて学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

参 考

いじめに関する相談窓口

教育相談窓口(児童生徒課 生徒指導係 青年の家いぶき内)

電話番号 06-6866-0783

(月曜日～金曜日 10時～17時受付)

教育相談総合窓口(児童生徒課 教育相談係 教育センター内)

電話番号 06-6840-8121

(月曜日～金曜日 9時～17時受付)

こども総合相談窓口(こども相談課 すこやかプラザ内)

電話番号 06-6852-5172

(月曜日～金曜日 9時～17時15分受付)

豊中市いじめ防止基本方針（素案）に関する意見募集の結果について

平成27年（2015年）11月16日（月）～12月15日（火）に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

（1）提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便	0	0
2	ファクシミリ	3	11
3	電子メール	0	0
4	電子申請	1	1
	合計	4	12

（2）市民等区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	4	12
イ	市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体	0	0
ウ	市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0	0
エ	市の区域内に存する学校に在学する者	0	0
オ	市税の納税義務者	0	0
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有する者	0	0
	合計	4	12

(2) 提出意見の概要と市の考え方

(1) 全体について

	提出意見	市の考え方
1	子どもの権利条約を子どもにも大人にもしっかり根づかせることが大事。そのための取り組みに力を入れてほしい。基本方針をつくるにあたって、どうやって子どもの意見をきき、反映させたのか。子どもに関わることは、子どもの意見を聞いて決めていくという取り組みが、子どもの人権感覚を育むことになると思うので、しっかり子どもの声をきいてつくってほしい。	「豊中市いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法に基づいて、いじめの防止等に関わって、市としての取り組み等を方針として定めるものと考えます。ご指摘の部分については、地域や学校現場等において、引き続き、児童生徒からの意見の聞き取りに努めます。

(2) いじめの防止等のために市が実施することについて (第Ⅲ章)

	提出意見	市の考え方
2	安易に警察と連携すべきではない。犯罪行為は許されることではないし、そのことは毅然とした態度で示さなければならないが、いじめを被害者・加害者の二項対立でとらえ、加害者には懲罰をというだけでは解決にならない。	ご意見の趣旨を踏まえた上で、今後も関係機関と連携し、支援体制の構築に努めたいと考えております。
3	川西市の子どもの人権オンブズパーソンは、子どもの人権に関わるあらゆる相談を受け、個別の救済に取り組むだけでなく、必要に応じて調査や勧告の権限をもっている。ここで設置しようとする審議会は、川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のようなしくみが望ましいと思う。	ご意見の趣旨は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
4	いじめ防止のためには、相談窓口が大切です。子ども自身が安心して気軽に相談できるためには第三者相談機関が必要です。豊中市子ども健やか育み条例ができ、とても期待しています。豊中市としては、第三者相談機関を設置する方針であって下さい。	引き続き、現在設置されている相談窓口の整備・充実を進めるとともに、各関係機関との連携の強化に努めます。
5	相談機関はいじめ防止のためにとっても重要なのでもっとしっかりした内容にして下さい。大切なのは、子ども自身が安心して相談できることです。豊中市にも川西オンブズパーソンのような、第三者機関を作り、子ども達を救済しなければいけないと思います。	引き続き、現在設置されている相談窓口の整備・充実を進めるとともに、各関係機関との連携の強化に努めます。
6	この4月にこども総合相談窓口が設置されて、子どもからの相談窓口が一本化されて、市をあげて連携して、子どもが相談しやすい体制づくりに取り組むのだと思っていたが、ここでは、「いじめは～、教育一般的なことは～、子どもの総合相談は～」と、相変わらずの縦割りで、これでは、本気で子どもが相談しやすい体制を整備しようとしているようには思えない。 子どものSOSをキャッチするためには、子どもがしんどさを感じたときに、どんな些細なことでも安心して相談できる第三者機関が必要だ。学校でのいじめでは、教育委員会も当事者であり、当事者同士では解決が困難なケースも多い。	引き続き、現在設置されている相談窓口の整備・充実を進めるとともに、各関係機関との連携の強化に努めます。
7	いじめ防止のための対策について審議する、ここに記述されているような審議会の設置は必要なのでしょうか。一方で子ども審議会もあります。新たに設置するのであれば、常設の子どもオンブズパーソンのような公的第三者機関を設置するべきです。子どもにとって深刻な悩み、権利侵害行為はいじめに限りません。個々の権利侵害からの救済、権利状況のモニタリング、権利実現に向けての制度改善・提言、教育・啓発等に取り組むことができる、そんな審議会を求めます。	いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づいて、審議会の設置は必要であると考えます。審議会の設置・運営につきましては、いただきましたご意見の趣旨を踏まえ、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
8	学校教育の日常的な授業や活動の中で、子どもが権利行使の主体として尊重されることが大事だ。自分自身が尊重されていると実感できてはじめて、他者を尊重する人権感覚が培われる。大人が決めたルールを押しつけて、子どもがやらされているだけでは、豊かな人間性を育むことはできない。教員の側に、子どもの権利についての理解が求められる。	引き続き、教育委員会等が実施している人権研修等の充実に取り組むとともに、ご意見の趣旨は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

(3) いじめの防止等のために学校が実施することについて (第IV章)

	提出意見	市の考え方
9	P D C Aサイクルに基づいて点検することとあるが、それによって先生が益々忙しくならないか。点検のために先生が忙しくなって、子どもと接する時間が少なくなるのでは本末転倒なので、そうならないようにしてほしい。	学校いじめ防止基本方針の点検等を、P D C Aサイクルに基づき実施し、学校に設置されている組織が中心となり、いじめの防止等の取組みを進めることは必要であると考えます。
10	(豊中市いじめ防止基本方針(素案)のP.4 III-5部分に関わって)最初の4行は、保護者にプレッシャーを与えるだけのように思うのではないほうがよい。子どもすやか育み条例でも子育ての第一義的責任は保護者にあるとしながらも、それをまち全体で支えていこうというのが理念のはず。そういうスタンスで書いてほしい。先生でも育み条例のことを知らない人もいる。周知徹底してほしい。	いじめ防止対策推進法第9条に基づいて、ご指摘のあった文章の内容は周知が必要であると考えます。いじめの防止のためには、学校を含めた市民全体が共に考えることが必要であると考えます。
11	いじめた子も何らかのしんどさを抱えていて支援を必要としているケースも多い。その子のしんどさをうけとめ、思いをしっかりと書いて寄り添い支援することが大事だ。	ご指摘を受け、いじめた児童生徒に対する対応につきましては、次のように改めます。 <u>6ページ 第IV章3の(5)</u> ・「いじめた児童生徒が」の後に「自己と向き合い、」を追加 ・「心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るよう」→「心から悔いる気持ちに至るよう」に変更 ・「粘り強い説諭や対話を行うこと。」の後に「なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも留意し、当該児童生徒の健全な心の発達に配慮すること。また、」を追加 (改訂版6ページ)

(4) 教育委員会による学校への支援について (第V章)

	提出意見	市の考え方
12	(豊中市いじめ防止基本方針(素案)のP.6 IV-3-(1)~(3)に関わって)学校の都合が優先されている印象を受ける。最優先は、いじめを受けた子の話をきき、その子の思いに寄り添うこと。そして、どうしたらいいかを一緒に考える。単なる保護の対象としてみるのではなく、回復の主体として、その子のエンパワメントを支えることが大事。保護者への連絡や友人との連携などについても、大人の判断、大人の都合で動くのではなく、当事者である子どもの思いを尊重して対応しないといけない。	ご指摘の部分については、いじめ防止対策推進法第2章・第3章に基づいて、必要な取組みであると考えますので、このままとさせていただきますが、ご指摘を受け、いじめを受けた児童生徒の安全の確保等につきましては、次のように改めます。 <u>7ページ 第V章2</u> 「専門家を派遣します。」の後に「また、いじめられた児童生徒を守ることを最優先に考え、適切な安全確保に努めます。」を追加 (改訂版7ページ)

(3) パブリックコメント後の時点修正等について

パブリックコメント時の基本方針見直し(素案)について、以下の箇所について時点等の修正を行いました。

	該当箇所	修正箇所
1	<u>2ページ 第II章</u> ・【留意点と具体例】の5行目 ・最後の4行の4行目	より趣旨に沿った文言に変更します。 ・「といたように」→「といたところにとどまらず」に変更 ・「警察」→「警察・保護者」に変更 (改訂版2ページ)
2	<u>8ページ 第VI章4</u> ・第VI章4の題 ・第VI章4の5行目 <u>目次</u> ・目次の第VI章4の題	より趣旨に沿った文言に変更します。 ・「提供」→「提示」に変更 ・「提供」→「提示」に変更 (改訂版8ページ) (改訂版目次)

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）【抜粋】

（地方いじめ防止基本方針）

第 1 2 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第 1 3 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第 1 4 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前 2 項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第 2 2 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。